異議申立書

阿智村選挙管理委員会　　井原康人委員長様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年１月2１日

提出者　　　　　下伊那郡阿智村智里3643番地イ号　熊谷章文

趣旨

1. 阿智村長選挙に立候補を予定されている熊谷秀樹氏について、首長の立場を利用した不法行為がある。
2. 阿智村選挙管理委員である田中義幸氏は、公金横領「損害賠償請求事件」の被告として、園原部落会から提訴されている。
3. 熊谷秀樹村長と、田中義幸選挙管理委員は、横領の隠ぺいを目的として、水道維持管理委託契約書を共謀して捏造した。
4. 熊谷秀樹氏と、田中義幸氏は、利害関係がある。
5. 熊谷秀樹氏は、村長の立場を利用して、支障木補助金事業において、不正受給を行った。

以上の理由から、阿智村選挙管理委員会は、公正な選挙の管理、監視が出来ないと考える。

阿智村選挙管理委員会は、地方自治法、第二編第七章、執行機関第三節、第百八十四の二の１に基づき、田中義幸氏を罷免せよ。
　熊谷秀樹氏の、立候補届不受理を求めて、異議を申し立てます。

原因

私儀、熊谷章文は、平成29年4月、熊谷秀樹村長に、「熊谷操氏と、田中義幸氏の横領を、飯田警察署刑事課に告発します」と伝えた後、長野県警飯田警察署刑事課知久警部補に告発した。

平成29年4月頃、熊谷秀樹氏は、熊谷操氏・田中義幸氏・熊谷孝志氏らと共謀して、園原簡易水道返還金の横領を隠蔽する目的で、これら三名の者と共謀し、契約書を偽造、捏造した。

平成29年6月、知久警部補が、阿智村出納室及び、生活環境課に出向き、熊谷操氏及び、田中義幸氏の横領の件を調査したが、矢澤生活環境課長及び、今久留主総務課長は、「熊谷操氏と田中義幸氏とは契約している」として、熊谷秀樹氏が捏造した契約書を、知久警部補に掲示し、捜査を妨害した。

そのため、園原簡易水道を管理する園原部落会（地縁団体登記）が、１千万円を超える損害を受けた。

平成28年3月、熊谷秀樹氏は、熊谷操氏、田中義幸氏らの横領を隠蔽したのち、園原部落会の了解を得ず、園原簡易水道の管理者を熊谷孝志氏と決め、契約を締結し、金３６万円を、熊谷孝志氏に振り込みを行った。

熊谷秀樹氏は、管理費３６万円を、熊谷孝志氏の口座ではなく、熊谷美子の口座に振り込んだことは、熊谷秀樹氏の背任である。

平成28年、返還金５２万５千円のうち、管理費とされた３６万円が差し引かれ、１６万５千円が園原部落の口座に振り込まれたが、その後、一切の返還金支払いがなされていない。
　令和3年10月28日、熊谷秀樹氏は、園原簡易水道であることを承知のうえで、給水停止執行命令書を発行して、私儀、熊谷章文宅の給水を停止した。
　この事件に関しては、令和4年2月末までに、長野地方裁判所本庁に提訴します。

契約書の捏造、行政代執行でない給水停止執行命令書において、村民に損害を与えた、熊谷秀樹氏の責任は免れない。

公金横領犯罪を行った田中義幸氏と、契約書を捏造した熊谷秀樹氏とは、利害関係が発生している。
　熊谷秀樹氏と、利害関係にある田中義幸氏が、選挙管理委員の職務において、熊谷秀樹氏の、候補者資格審査を行うことは出来ない。
　平成29年12月10日付で、熊谷秀二智里西自治会長が申請した、「地元施行支障木等補助金申請」について、熊谷秀二自治会長は、「支障木の地主とした渋谷貢は、間違いであった」と、熊谷秀樹村長に告白しているが、熊谷秀樹村長は、補助金の返還を求めていない。
　無断伐採された地主は、熊谷秀樹村長と面談し、話し合いでの解決を求めたが、対処されていない。

無断伐採された地主は、やむを得ず、令和元年、熊谷秀二氏と渋谷貢氏を提訴するに至った。

令和3年12月21日、判決が言い渡され、原告の勝利とされたが、熊谷秀二氏については、「過失責任」が有るとされた。

しかし、補助金の返還が為されないのであれば、熊谷秀二氏については、補助金受給を目的に、虚偽申請を行ったとなり、窃盗、詐欺犯罪の疑いがかけられる。

熊谷秀樹村長は、無断伐採された地主との面談時に、「地元施行として智里西製材クラブが伐採した」と話されたことで、飯伊森林組合西部支所に確認したところ、「飯伊森林組合北部支所に勤める田中義幸氏が、飯田市吾妻町の北沢建設に依頼して、伐採した木材を飯伊森林組合北部支所に搬入した」と証言された。

飯伊森林組合北部支所は、智里西製材クラブ会長田中義幸氏から、搬入された木材を購入し、その代金を智里西製材クラブに支払っている。
　熊谷秀樹氏は、渋谷貢氏の土地及び、植林木でないと認識しており、かつ、智里西製材クラブが伐採して搬出したことも確認している。
　智里西製材クラブが行った不法行為は、窃盗犯罪である。

熊谷秀樹氏と、田中義幸氏は、無断伐採された事件においても、利害関係が発生している。

熊谷秀樹村長宛てに、令和3年12月1日付で、熊谷秀樹氏が、村長の立場を利用して行った、多くの犯罪の証拠を添付して、公開質問状を提出している。

この様な事実があることを、選挙管理委員は、全村民に配布した、「熊谷秀樹村長への公開質問状」にて承知している。

公開質問状に返答するは、村長の義務であることから、熊谷秀樹氏が、再選を目指して立候補されるのであれば、それらの質問に答え、身の潔白を証明しなければならない。

熊谷秀樹氏と、井原康人氏は、ともに共産党であることからして、執行機関の長である熊谷秀樹氏と、執行機関から独立して選挙の管理を行う選挙管理委員長が、同じ思想において地方自治法を扱い、阿智村長選挙の候補者として、熊谷秀樹氏を容認することは、破壊活動防止法に抵触すると考える。

選挙管理委員長及び、選挙管理委員と、被選挙人の利害関係が明白な状況で、選挙管理委員会が、被選挙人である熊谷秀樹氏の資格審査を行い、立候補届を受理すれば、阿智村選挙管理委員会の不法行為と成る。

選挙管理委員は、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙するものである。阿智村議会は、井原康人以下の選挙管理委員の、人格を再度確認し、公正な選挙が行われるよう監視せよ。